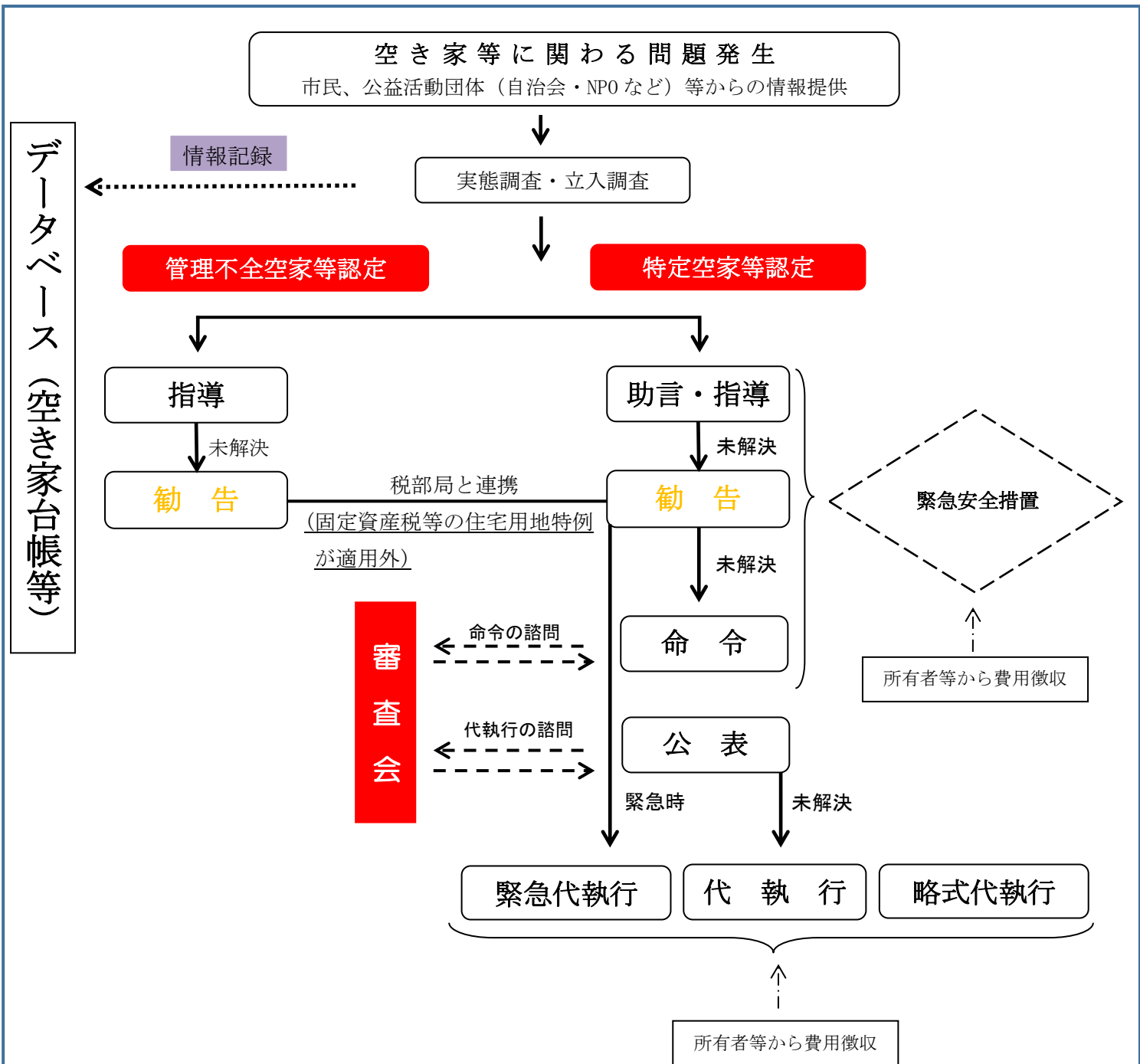




◆法改正による【緊急時の代執行制度の創設】及び【代執行費用の徴収の円滑化】

- ・ 緊急時において除却等が必要な特定空家等に対して、命令等※1 の手続を経ず代執行が可能となり、迅速に安全の確保が可能となりました。（法第 22 条第 11 項）
- ・ 略式代執行（所有者不明時の代執行）時や緊急代執行時において、行政代執行法に定める国税滞納処分の例※2 により、強制的な費用徴収が可能になりました。（法第 22 条第 12 項）

※1 命令等：命令のほか、命令に付随する意見書の提出、公開の意見聴取等が不要になるが、命令前の指導・助言及び勧告は必要

※2 国税滞納処分の例：納税の告知（国税通則法 § 36①）→督促（同法 § 37①）→財産の差押え（国税徴収法 § 47～）→差押財産の公売等により換価（同法 § 89～）